

独立行政法人国際観光振興機構 第二期中期目標

平成20年2月29日

国土交通省

独立行政法人国際観光振興機構 第二期中期目標 目次

はじめに

1. 中期目標の期間
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 効率化目標の設定
 - (2) 総人件費改革
 - (3) 組織体制の整備
 - (4) 関係機関との連携強化
 - (5) 随意契約の見直し
 - (6) 民間からの出向者等の活用
 - (7) プロパー職員の育成等
 - (8) 内部統制の充実
 - (9) 活動成果の明確化
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 海外宣伝業務
 - (2) 国内受入体制整備支援業務
 - (3) 国際会議等の誘致・開催支援業務
4. 財務内容の改善に関する事項
5. その他業務運営に関する重要事項

はじめに

我が国の観光魅力は、外国人の共感を呼び起こす「ソフトパワー」であり、グローバル化の下、1人1人の交流を通じ相互理解の促進を図ることは、国家間の外交を補完し、安全保障に大きく貢献するものである。また、我が国の少子高齢化に伴う人口減少や周辺諸国の経済発展に対応して、観光交流を促進し、地域活性化に貢献するとともに、外国人観光旅客の受入れに伴う国内ビジネスを後押ししていく必要がある。

このため、政府は平成15年よりビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進し、様々な取組を推進してきたところであり、平成19年6月に閣議決定された観光立国推進基本計画においては、「訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の観光旅行者数と同程度にすることを旨とする」との目標が示されたところである。

これまでも独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、ビジット・ジャパン・キャンペーンに大きく貢献してきたところであるが、観光立国推進基本計画において、機構は「外国人観光客の来訪促進の中核を担う我が国の政府観光局である」と位置づけられ、また、ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の組織・機能の一元化を図ることにより、内外からの期待がさらに高まっていること等を踏まえ、我が国の観光立国の実現を担う組織であることを自覚し、その役割を果たしていくことが必要である。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

（1）効率化目標の設定

① 一般管理費

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度削減する。

② 運営費交付金対象業務経費

運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減する。

（2）総人件費改革

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。また、給与水準の適正化について検証し、これを維持する合理的な理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組み状況を公表する。

（3）組織体制の整備

ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を確実に承継し、組織の活性化を図るとともに、事業の効率化や質の向上に努め、ビジット・ジャパン・キャンペーンに一層貢献する。

また、組織の改変等により本部をスリム化するとともに、海外事務所へ経営資源を重点的に配分し、海外事務所の組織体制を整備する。また、海外事務所については、事務所数や配置の適正性について、市場の動向に即して不断の見直しを行う。

（4）関係機関との連携強化

日本貿易振興機構等の海外事務所をはじめ、内外の関係機関との連携を強化する。

（5）随意契約の見直し

国における見直しの取組等を踏まえ、「随意契約見直し計画」等に基づき、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

（6）民間からの出向者等の活用

ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を確実に承継するとともに、海外事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者、中途採用者及び現地採用職員の積極的な活用を図る。

（7）プロパー職員の育成等

職員の意欲向上を図り、組織を活性化させるため、能力と実績に基づく人事評価を行い、

これに応じた処遇を行うとともに、能力の啓発に努める。特にプロパー職員については、観光宣伝業務に関するノウハウを着実に蓄積し、機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことができるよう、その育成に努める。また、国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。

(8) 内部統制の充実

内部規程の整備、職員に対する周知等により、内部統制の充実を図る。

(9) 活動成果の明確化

国民への説明責任の徹底及び各事業の必要性・効率性等の評価に資する観点から、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図るとともに、機構の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向けた取組を実施する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海外宣伝業務

海外事務所の機能を最大限活用し、海外の市場動向等の情報を積極的に収集することにより、調査・分析・研究業務を充実するとともに、その結果について、事業パートナーと適切に情報共有を行い、事業パートナーに対するサービスの向上を図る。また、各市場ごとに、海外の市場動向等の情報に基づく効率的・効果的な事業計画を策定・公表し、日本の観光魅力の発信や現地旅行会社へのプロモーション活動等の取組を強力に推進する。

(2) 国内受入体制整備支援業務

観光案内所の整備支援事業や通訳案内士試験業務について、地方自治体や関係団体、外国人旅行者等のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じた効率的・効果的な事業の展開を図る。

(3) 国際会議等の誘致・開催支援業務

海外事務所を活用した誘致活動の支援、地方自治体等に対するノウハウの提供等により、国際会議の誘致活動を積極的に支援する。支援の実施に当たっては、政府の方針や近年の国際会議開催件数の動向を踏まえ、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行うとともに、地方公共団体等からのニーズの把握を強化し、それらを踏まえた事業手法の見直しを行う。その際、国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施する。

また、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等により、国際会議の開催についても積極的な支援を実施する。

国際会議の開催件数については、我が国における開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施するとともに、国際機関への働きかけを行う。

さらに、インセンティブ旅行（企業報奨旅行）についても、海外事務所のネットワークを活用し、海外の企業に対する情報を収集することにより、効果的・効率的な誘致活動を実施する。

4. 財務内容の改善に関する事項

事業パートナーに対するサービスの向上や、新たな事業パートナーの発掘等により、自己収入の拡大に向けた取組を行う。

5. その他業務運営に関する重要事項

なし